改正後

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正）

2　公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

（審査手続の開始）

第七条　事務総局経済取引局長又は審査局長は、事件の端緒となる事実に接したときは、審査の要否につき意見を付して委員会に報告しなければならない。

［2・3　略］

（審査結果の報告）

第二十三条　事務総局経済取引局長又は審査局長は、事件の審査が終了したときは、速やかに、その結果を委員会に報告しなければならない。

2　［略］

（第三葉）

（第３葉）

〔事件名〕

令和　　年（査）第　　号

に対する件

審査官　（氏　名）

審査官指定日

令和　　年　　月　　日

11cm

7cm

（注）法第四章の規定に係る事件について審査官を指定した場合には，「（査）」に代えて，「（企）」と記載するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

附　則

［項を加える。］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（審査手続の開始）

第七条　事務総局審査局長は、事件の端緒となる事実に接したときは、審査の要否につき意見を付して委員会に報告しなければならない。

［2・3　同上］

（審査結果の報告）

第二十三条　事務総局審査局長は、事件の審査が終了したときは、速やかに、その結果を委員会に報告しなければならない。

2　［同上］

（第三葉）

（第３葉）

〔事件名〕

令和　　年（査）第　　号

に対する件

審査官　（氏　名）

審査官指定日

令和　　年　　月　　日

11cm

7cm

備考　表中の［　］の記載は注記である。